



監査品質の
マネジメントに関する
年次報告書
2024



監査品質向上に向けた取組	
I. 統括代表社員からのメッセージ	2
II. かがやき監査法人のビジョン	3
III. かがやき監査法人の監査品質の指標（AQI）	4
IV. 改訂後の品質管理基準への取組み	5
経営管理の状況等	
V. 品質管理基盤	6
VI. 組織・ガバナンス基盤	13
VII. 人的基盤	16
VIII. IT 基盤	18
IX. 財務基盤	19
X. 国際対応基盤	20
事務所概要	22
監査法人のガバナンス・コードの適用状況	23

かがやき監査法人の事業年度は 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日です。本報告書は 2023 年 7 月 1 日から 2024 年 6 月 30 日までを報告対象期間として作成していますが、必要に応じて、過去の経緯や今後の取組みについても説明しています。なお、当監査法人は施行規則第 95 条及び第 96 条は未適用です。従って、本報告書は正式版の「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」には該当しません。



I. 統括代表社員からのメッセージ

I - 1. かがやき監査法人の原点

かがやき監査法人は、中堅規模の法人に対して質の高い監査業務を提供するという社会的なニーズに応えるべく、2003年4月に設立されました。

設立20年を迎えると同時期に、中堅・中小監査法人を取り巻く監査環境の著しい変化が起こっている状況において、当法人の中心メンバーが次世代に引き継がれました。今も私達のメンバーでもある創業当時のメンバーと志同じく、大手監査法人とは異なる監査業務のニーズの受け皿となることが我々の使命と考えております。



統括代表社員 林 幹根

I - 2. かがやき監査法人が目指すこと

かがやき監査法人は、各事務所が存在するエリアにおいて、中堅規模の法人に対して「質の高い監査業務」を「適切な価格」で「フットワーク良く」提供する「中堅監査法人」としての存在感を高め、わが国経済の健全な発展に寄与することを目指しております。

中堅規模以下の上場会社の監査の担い手が、大手監査法人から中堅・中小監査法人へシフトしている状況のなか、当法人も上場会社監査を新たにお引き受けする機会が増えてきておりますが、決して規模を追求した結果ではありません。

品質管理システムの構築には、多くの経営資源を確保する必要があり、そのためには業務の獲得も必要となります。当法人は、監査の品質リスクを常に意識し、そのリスクに対応しながら、多様で経験豊富な構成員と切磋琢磨して、組織づくりに励んでいます。

私達かがやき監査法人が監査業務を通してご支援することで、クライアントである中堅規模の法人にかがやいていただき、そうすることでわが国経済がかがやき、それらを通してわれわれ自身も今まで以上に、かがやいていけるように尽力して参ります。

I - 3. かがやき監査法人の品質管理

2017年に開始された「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」を初年度より自主的に適用し、大手監査法人に求められる監査の品質管理システムの整備及び運用に取り組んで参りました。2022年5月に公認会計士法が改正され、上場会社の監査を担う監査法人に対してより高い規律付けを行い、上場会社監査事務所としての適格性が厳しく問われる環境において、当法人は更なる品質管理の向上を目指して、体制整備に取り組んでおります。

かがやき監査法人の統括代表社員として、自ら「高い規律」をもって、品質管理システムの整備・運用・モニタリングを徹底し続けることを宣言します。



II. かがやき監査法人のビジョン

II - 1. 経営理念・行動指針

当法人の構成員が共通に保持すべき価値観として、次のとおり経営理念を掲げています。さらにこれを実践するための考え方について行動指針を定めています。これらは全ての構成員に周知徹底され、当法人の文化・風土の基盤となっています。

経営理念

1. 「中堅監査法人に対する社会的ニーズ」に応える
2. 「質の高い監査業務」を追求する
3. 「適切な報酬」を追求する
4. 「フットワーク良く」を追求する
5. 「全役職員の物心両面の幸福」を追求する

行動指針

- 1-1. 私達は、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に発揮し、深度ある監査を行うことが社会的使命であることを認識しなければならない。
- 1-2. 私達は、監査の指導的機能を大いに発揮し、クライアントの発展に寄与しなければならない。
- 2-1. 私達は、組織的に監査を行っていることを常に認識しなければならない。
- 2-2. 私達は、各人の幅広い能力経験を生かして、多角的な視野で監査を行わなければならない。
- 3-1. 私達は、より効率的な監査の仕組みを目指し、クライアントにとって満足かつ公明正大な報酬で業務を遂行しなければならない。
- 3-2. 私達は、能力経験が豊富な人材が主体となって業務を行うことで、クライアントの負荷を低減しなければならない。
- 4-1. 私達は、少数精鋭による情報伝達・意思決定の時間優位性を生かして、社内外の要望にスピーディーに対応しなければならない。
- 4-2. 私達は、各人の業務関連ネットワークの広範性を生かして、社内外の多種多様な要望に対応しなければならない。
- 5-1. 私達は、知見・経験の共有を大切にし、積極的に議論し、切磋琢磨を通じての各人の成長を喜びとしなければならない。
- 5-2. 私達は、風通しの良い社風をつくり公明正大な評価を行い、監査業務を通じてよりよい仕事環境をめざさねばならない。



III. かがやき監査法人の監査品質の指標（AQI）

かがやき監査法人は、監査品質の向上に継続的に取り組んでいます。2024 年度における監査品質への取組みの成果として、以下の監査品質の指標をご紹介します。

監査品質の指標（Audit Quality Indicator）

品質管理体制

品質を重視した経営方針（P2）

統括代表社員は監査業務の品質を重視する旨のメッセージを発信していると思う



品質管理業務従事者の割合（P7）

パートナー総数 14 名に対して 12 名



職業倫理及び独立性（P8）

職業倫理・独立性
年次確認書類提出率

100%

認識された違反件数

0 件

デジタルの活用（P18）

電子監査調書利用率

100%

IT 研修の受講完了率

100%

CPD 取得単位数（P16）

CPD 義務者平均

47 単位

システム監査（P16）

IT 専門家

4 名

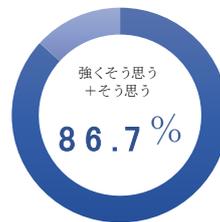
人材

人員構成（P16）

パートナー	14 名
公認会計士	58 名 (内、非常勤 57 名)
試験合格者	2 名 (内、非常勤 1 名)
アシスタント	5 名
パートナー 1 名あたり 監査スタッフ数	4.3 名

社内研修に関するアンケート調査結果（P16）

研修内容は目的に適合しており満足している



事務所

業務収入（P19）

監査報酬	712 百万円
非監査報酬	10 百万円

報酬依存度（P19）

特定クライアントへの報酬依存度



国際対応（P21）

IFRS 監査業務経験者数 **11 名**

IV. 改訂後の品質管理基準への取組み

かがやき監査法人では、2021年11月16日付で改訂された「監査に関する品質管理基準」が2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表監査から適用されています。

当該改訂により、従来よりも厳格化されたリスク・アプローチに基づく品質管理システムの整備及び運用が要求されることとなりますが、品質管理システムの整備にあたっては、品質管理本部長を中心に各担当社員が、かがやき監査法人としての特性を踏まえた品質目標及び品質リスクの洗い出しを行うとともに、必要となる規程の整備やマニュアルの作成を進めてまいりました。

運用状況の評価結果については、かがやき監査法人の会計年度末である2025年6月末に品質管理システムの評価を行い、公衆縦覧に供している「業務及び財産の状況に関する説明書類」において評価結果を開示する予定です。



V. 品質管理基盤

V-1. 品質管理トップメッセージ

高い品質の監査をもって社会の要請に確実に応えています。

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有しています。そのためには監査の品質を組織として持続的に向上させることが当法人の最優先事項となります。当法人は設立以来、監査業務に特化・注力しており、監査の品質を何よりも重視してきました。

その証として、2003年の法人設立以来、日本公認会計士協会の品質管理レビューや公認会計士・監査審査会から重大な指摘を受けることなく監査業務を実施できており、さらなる監査品質の向上を目指して、2017年から開始された「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」を同規模の監査法人の中ではいち早く自主的に導入し、運用してまいりました。

また、監査の品質管理基準に準拠し監査品質を維持向上させるために、大手監査法人にて十分な監査経験を積んだ構成員が、的確な監査手続を選択し、効率かつ効果的な監査の実施に努めるとともに、構成員には継続的な研修プログラムを課すことにより専門的知識の向上を図っております。さらに、少数精鋭の中堅監査法人の利点を生かし、構成員が会計監査を巡る課題や知見・経験を共有すべく自由闊達な議論や相互啓発を行うよう積極的に促し、開放的な組織文化・風土を醸成し、各構成員の能力を十分に発揮させて監査の品質向上につなげています。特に、構成員の士気を高めて職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮するよう、適切な動機付けを行うべく運営しています。

加えて、組織規模の拡大に伴い、情報セキュリティに十分配慮したITツールの積極的な活用を通じて、全役職員一体となった組織的な品質管理体制を整備し、運用しております。

上場会社監査事務所の担い手となる監査法人としての適格性を損なわないように、監査の品質管理を最優先事項として認識し、品質管理システムの整備・運用・モニタリングを徹底的に実施しなければなりません。

この「監査品質のマネジメントに関する年次報告書 2024」が、私達の目指す高い品質の監査について皆様のご理解の一助になることを切に願っております。

なお、2024年7月1日から当法人は新体制に移行し、同日付で品質管理本部長は代表社員奥村隆志から交代しております。

品質管理本部長 林 幹根



V - 2 . 品質管理の体制

(1) 品質管理の体制

当法人では、統括代表社員を監査の品質管理の最高責任者とし、監査の品質管理の確保のための専任組織として品質管理本部を設置し、品質管理本部を構成する要員のうち 1 名は専任社員としております。また、品質管理本部の下に品質管理企画部、監査支援部、審査部及び人材開発部を置き、各社員が適切に分担しながら監査の品質管理の維持向上のための各種施策を講じております。

加えて、品質管理に従事するための十分な時間確保を目的として、品質管理に関する業務内容ごとに予定時間の設定を行うとともに、実績時間との比較を継続的にモニタリングすることで、業務執行を兼ねる社員においても十分な品質管理の時間が確保されていることを確認する体制としております。

(2) 審査担当者の選任

当法人では、被監査会社の業種、業態、規模、取引の複雑性、必要となる専門的な知識及び独立性等の諸要素を勘案し、監査業務ごとに社員の中から最適な者を、審査部長が審査担当者として指名することとしております。審査担当者は監査チームが策定・実施した監査計画、監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価し審査します。

審査担当者は、審査資料を査閲及び検討するのみではなく、柔軟に監査チームとコミュニケーションを図ることが推奨されており、大会社等の一定規模以上の監査業務については監査責任者との直接面談若しくは WEB 会議システムを利用したりリモート面談のいずれかの方式による対面審査が義務付けられており、より深度のある審査を実施しております。

(3) 審査会の役割

審査担当者による審査だけでなく、所定の重要な審査案件が存在する場合には、合議制の審査会において監査上の判断について慎重に審査を行う体制としております。

審査会は審査部長が審査委員長となり、社員から任期 1 年で審査委員 4 名を選抜し、合計 5 名（定足数 4 名以上）の審査員により会議体を開催し、各種の審査案件について深度のある審査を実施することとしております。

(4) 稟議の役割

重要な規程の改廃等法人運営における重要事項につきましては、適時に全社員による協議を実施し、その結果の承認を得るため、電子メール等を利用した稟議制度を採用しております。また、これらの稟議についての管理は総務部長が一括して行っております。



V - 3 . 職業倫理の遵守と独立性確保

(1) 職業倫理に関する規定等の遵守

かがやき監査法人では、公認会計士法及びその関係法令、ならびに、日本公認会計士協会が定める倫理規則等の各種規則等を理解し遵守することを監査チームに義務付けております。

(2) インサイダー取引防止

かがやき監査法人では、インサイダー取引防止規程を定め、当法人役職員が自己のためにする業務提供先の特定有価証券等（上場株式、上場社債等）の売買等を行ってはならないこととしております。また、全役職員から自己のためにする業務提供先の特定有価証券等の売買等を行わない旨の誓約書の提出を求め、インサイダー取引の防止及び啓発を図るとともに、インサイダー取引防止規程の対象となるクライアントリストを非常勤を含めた全役職員に対して毎月通知することで、契約前のクライアントを含めた情報を適時に共有しております。

(3) 内部及び外部通報制度

かがやき監査法人では、通報制度を整備しており、ホームページに記載の法律事務所に法人内外から匿名で以下の事項について通報ができるようになっております。なお、法律事務所では、通報者が不利な取扱いがなされないようなルールとなっております。

- ・ 当法人が実施した業務における職業的専門家としての基準及び適用される法令等の違反に関する不服と疑義の申立て
- ・ 当法人が定めた品質管理のシステムへの抵触等に関する疑義の申立て
- ・ 個々の監査業務の遂行への不当な干渉に対する疑義の申立て

(4) 独立性を確保する体制

当法人は、独立性に関する法令及び諸規則を遵守すべく規程を定めており、全ての監査の実施者がこれを遵守していることを品質管理本部長が確かめることとしております。かがやき監査法人では、独立性を確保するために、毎年一定の時期に非常勤を含めた全監査要員から「監査人独立性チェックリスト」の提出を求め、独立性が確保されているかどうかの点検を行っております。

なお、独立性が確保されない状況になった場合は、各監査要員に対し速やかに品質管理本部長に報告することを義務付けております。

個別監査業務については、各監査チームにおいて「利害関係がないことのチェックリスト」を作成し、被監査会社からの独立性を確認しております。

また、独立性のチェック対象となるクライアントリストを毎月更新し、非常勤職員を含めた全ての役職員に対して通知を行うことで、被監査業務や兼業等から生じる独立性に関する要求事項の継続的な遵守を図っております。

(5) 業務執行社員等のローテーション

同一の業務執行社員等が長期にわたって関与することから生ずる馴れ合い等により監査人の独立性が阻害されることを防止し、職業的懐疑心を適切に発揮するために、公認会計士法及び日本公認会計士協会の定める独立性に関する指針により、主要な担当社員等（業務執行社員、主査及び審査担当者等）のローテーション制度を定めております。

当該ローテーション制度により、公認会計士法上の大会社等の業務執行社員は最長連続して7年間、主要な担当者は10年間業務に関与することができ、業務執行社員及び主要な担当者として再度関与するまでには最短2会計期間（筆頭業務執行社員は最短5会計期間、監査業務に係る審査を行う者は最短3会計期間）のインターバル期間を設ける必要があります。

また、当監査法人独自のルールとして、公認会計士法上の大会社等以外でも負債総額1,000億円以上の法人に対して上記同様のローテーションルールを適用しております。

当監査法人においては、品質管理本部長がこれらのローテーションルールの適正な運用をモニタリングしております。

V - 4 . 業務の実施

(1) 監査チームの構成

1. 業務執行社員の選任

業務執行社員の選任及び交代は、被監査会社が属する業界やその商習慣等に関する知見・経験を考慮し、深度を持った企業環境の理解とリスクの識別を行った上で、批判的な観点から深度のある監査業務ができるように最適の社員を選任しております。なお、本報告書の作成時点での社員総数は14名であり、大規模法人ではできない社員同士の密なコミュニケーションを通じてお互いの知見、能力を把握しており、被監査会社の特性に応じた適任者の選任が可能となっております。

2. 監査補助者の選任

監査補助者につきましては、原則として十分な監査実務経験を有し、専門知識の豊富な公認会計士を監査補助者として採用することとしております。その監査補助者の各監査チームへの配属に関しては、被監査会社の業種、業態、規模、取引の複雑性及び必要となる専門的な知識の諸要素に加え、各補助者の経験等を考慮し、各監査事務所長が適材適所の配置となるように決定しております。

主査は、被監査会社との関係において現場のリーダーとして監査の全過程に関与し、チームメンバーへの指示、指導及び監督を行い、自らもリスクの高い領域等の監査手続を実施します。主査は、業務執行社員が兼務するか、当法人で定める一定の要件を満たす監査補助者の中から業務執行社員が最適な担当者を選任しております。

(2) 監査に関する規程、監査手法

1. 職業的懐疑心の保持

職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心をもって監査を実施すべきと、我が国の監査基準において求められております。さらに、不正リスクに対応するためには、より注意深く、批判的な姿勢をもって監査を実施することが必要であり、監査人としての職業的懐疑心の保持及び発揮が特に重要であるとされております。

こうした監査実務への要請に応えるべく、第一に年間の監査の節目ごとに実施しているチームミーティングにおいて、監査メンバー各人の職業的懐疑心をもって得た情報の交換を実施し、監査責任者は監査メンバー全員に対して、監査の全期間を通じて職業的懐疑心を保持し続けなければならないことを徹底しております。

また、適宜実施しております事務所内研修におきましても、職業的懐疑心の啓発に資する内容の研修を継続的に実施しております。

2. 監査マニュアル

当法人の監査の実施に関しては、我が国の監査の基準に準拠した監査規程及び監査実施要領を定めております。さらに、中堅監査法人数社で共同作成した監査ツール及びそれを補足するために当法人独自で作成した監査補助ツール「かがやき様式」を用意し、監査チームはこれらの規程及びツールによって監査業務を実施しております。

また、これらの規程及びツール等は、監査に関する新基準の制定、監査上の新たな問題点の発生、法人内外のレビュー等の結果などの状況によって適時に見直しを行っております。



3. 監査チームにおける監督と調書の査閲

当法人におきましては、監査現場に業務執行社員が十分な日数の往査を実施することで、監査チームの総括的な監督機能を発揮しております。また、日常業務におきましても業務執行社員又は主査が大半の往査に同行することで、補助者に対して一層の監督を強化し監査品質の安定を図っております。

作成された全ての監査調書につきましては、主査が詳細な査閲を実施します。当該査閲によって監査業務の正確性や網羅性を細かく確かめることとしております。かがやき監査法人では、電子監査調書システムを利用することで、非常勤を含めた監査補助者の作業内容を適時に査閲することが可能な体制を整えております。さらに、主要な監査調書につきましては、業務執行社員が監査現場等で査閲を実施し、監査メンバーとの意見交換を行うことで、適時に監査上の論点を洗い出し、問題解決へとつなげております。これらの調書査閲を通じて、監査業務が適切に実施され、財務諸表が適正に表示されているかを判断しております。

4. 業務執行社員の関与

業務執行社員は監査現場に多くの日数往査し、被監査会社とコミュニケーションを十分に図るとともに監査チームの現状を把握し、適切に業務が実施できるよう強力なリーダーシップを発揮するようにしております。

監査業務におきましては、業務執行社員は、不正リスクや特別な検討を必要とするリスク、その他のリスクが高い分野について直接監査手続又は重点的に調書の査閲を実施しております。さらに被監査会社の経営者や監査役等とのコミュニケーションの中心となって企業環境やビジネスリスクを十分把握するように努めております。これら重要分野への直接的関与により、より高品質な監査業務が実施できております。

(3) 被監査会社等とのコミュニケーション

被監査会社の最新の経営環境やビジネス内容をより深度をもって理解するために、経営者等とのコミュニケーションは重要であると考えております。このため、監査計画時においては必要に応じて経済情報の収集・分析ツール等を活用することで経済環境や業界動向を十分に理解するとともに、被監査会社とのコミュニケーション計画を策定し、さらにコミュニケーションに関するチェックリストなどの監査ツールを駆使して深度のある協議を実施しております。また、監査計画策定時や監査結果の説明時に監査チームが識別した各種のリスクについて経営者や監査役等と意見交換を実施しております。

監査役等や内部監査担当者とは監査役監査や内部監査の結果の情報交換を行うなどの積極的な議論を行い、三様監査会議を通じ協力関係を深めるとともに、KAM（Key Audit Matters：監査上の主要な検討事項）や重要な論点については被監査会社と十分な協議を行うことによってより深度のある監査を実施しております。

なお、当法人の品質管理向上への取組みの透明性を確保するために、被監査会社や証券会社等とのコミュニケーションにおいては本報告書の説明等を通じて意見交換を行うとともに、アンケートを通じて提供する監査業務に関する有意義なコメントを得ております。

V - 5 . 監査契約の締結・更新と非監査業務の提供

(1) 監査契約の締結に関する基本方針

監査契約の新規の締結及び更新に当たっては、以下の全てを満たす場合にのみ監査業務の受嘱を行っております。

- ・当法人が、時間及び人的資源など業務を実施するための適性及び能力を有していること
- ・当法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること
- ・当法人が、関与先の誠実性を検討した結果、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと

なお、不正リスク対応基準が適用される監査業務については、上記に加えて不正リスクを評価し、リスクの程度に応じて審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討します。

(2) 他の監査事務所との交代

監査契約の新規の締結時において前任監査人がいる場合には、監査基準が定める手続きに従い、契約リスクの評価を行った上で受嘱の可否を判断しております。

当法人が前任監査人である場合は、後任監査人の監査契約締結の判断及び監査業務を遂行するために有用な情報を誠実に引継いでおります。

(3) 非監査業務の提供方針

かがやき監査法人の使命は、会計監査を通して経済社会に貢献することであり、人的資源を有効に活用する観点から監査業務をコア業務として位置付けており、株式上場支援等の将来的に監査業務に繋がる非監査業務を除いた非監査業務についてはコア業務とは位置付けておりません。

なお、非監査業務を受嘱する場合においても、監査契約締結と同様に独立性の確認を実施しております。

V - 6 . 品質管理システムのモニタリング

(1) 品質管理システムの概要

品質管理システムが有効に機能していることを検証するための制度として、かがやき監査法人内部のモニタリング制度及び外部機関によるモニタリング制度があります。法人内部においては、品質管理本部長の管轄のもとで日常的なモニタリング及び定期的な検証を実施しております。

また、外部機関が品質管理システムを確認する制度として日本公認会計士協会による品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会（CPAAOB）による検査を受けております。

(2) 日常的なモニタリング及び定期的な検証

かがやき監査法人では、品質管理システムに関する方針及び手続が監査リスクを低減可能な水準で適切に整備され、監査期間を通じて有効に運用されていることを担保するため、品質管理本部長が品質管理システムの監視に関するプロセスを整備・運用しております。

また、監査業務の定期的検証を毎年一定数の監査クライアントを選定し、各業務執行社員が少なくとも3年に1回の頻度により被検証対象となるよう実施することで、個別の監査業務が法人の定める品質管理システムに準拠していることを確認しております。定期的検証の結果は、社員会において報告を行うとともに、法人全体で対応すべき指摘事項については、監査業務の手続書や審査書類の改訂等を通じて再発防止を徹底しております。



(3) ホットレビュー

日常的なモニタリングの一環として、ホットレビュー制度を定め、上場会社に関する監査業務のモニタリングを実施しております。具体的には、監査業務の審査や定期的な検証とは異なり、監査調書を作成する時点又はそれよりも前の検討段階において、レビューアーが監査チームとの討議や作業中の監査調書の閲覧等を実施することを通じて改善事項を把握し、検証結果を業務執行社員及び審査担当者へ通知することにより、業務執行社員が監査の計画から意見表明に至る過程において、継続的に監査手続を見直すことで監査業務の品質向上を図っております。

(4) 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会による品質管理レビューは、原則として3年に1回通常レビューが実施されます。また、日本公認会計士協会における品質管理委員会の判断に基づき、監査事務所の品質管理体制、監査実施状況、特定のテーマ等について適時に確認することが必要と認められた場合には、特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理システムの整備及び運用状況を確認するため特別レビューが実施されます。

品質管理レビューの結果、改善が必要と認められる事項が発見された監査事務所に対しては、改善勧告が行われ改善状況の報告が義務付けられております。また、改善勧告を受けた監査事務所に対しては、レビューの実施結果に応じて改善措置の状況の確認が実施されます。

(5) 公認会計士・監査審査会（CPAAOB）による検査

金融庁に設置された独立の行政機関である公認会計士・監査審査会（CPAAOB）は、日本公認会計士協会からの品質管理レビューに関する報告を受け、内容を審査するとともに必要に応じて監査事務所等への立入検査等が実施されます。立入検査の結果、監査事務所の品質管理が著しく不十分である場合及び監査業務が法令等に準拠していないことが明らかとなった場合には、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

金融庁は、CPAAOBからの勧告を受けて、監査事務所に対して戒告、業務改善命令、業務の全部又は一部の停止、解散命令、課徴金納付命令などの行政処分を行います。

(6) 外部機関による検査結果等への対応

かがやき監査法人では、外部機関によるレビュー・検査における指摘事項については、品質管理システムを向上させる機会と捉え、適時に原因の調査と再発防止策を監査業務に利用する手続書や審査書類に盛り込むとともに、形式的な対応に留まらず法人全体の品質が向上するための対応を適時に図っております。



VI. 組織・ガバナンス基盤

VI - 1. 組織形態と組織体制、経営執行機関

かがやき監査法人は、組織的な運営を確保するため、重要な業務運営における経営機関として理事会を設置しております。理事社員は、最高意思決定機関である社員会で、その適格性を検討のうえ選出されます。理事会は、一般事業会社の取締役会に相当し、組織運営上の重要課題事項への機動的な取組みが可能となる運営体制を構築しております。

監査法人の公益的役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上にむけて、今後もより一層の組織・ガバナンス体制の向上を目指します。

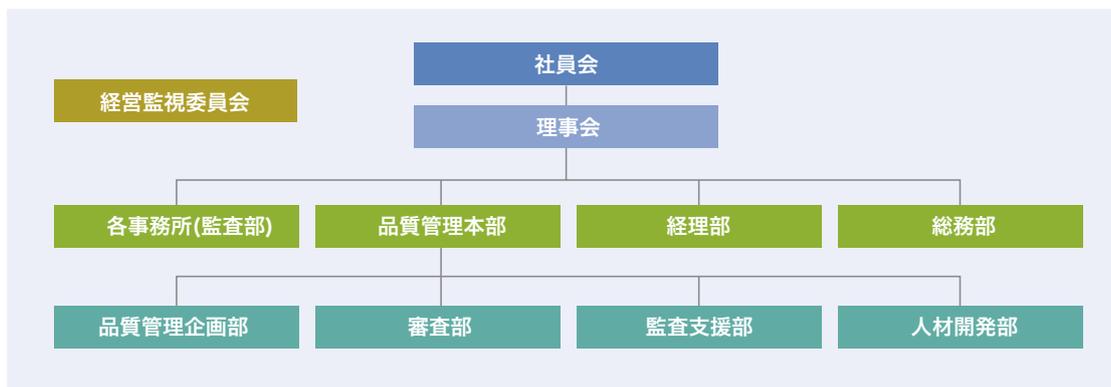
■理事社員の構成（2024年6月末時点）

統括代表社員	三原 康則
代表社員	奥村 隆志（品質管理本部長、大津事務所長）
代表社員	上田 勝久（審査部長、大阪事務所長）
代表社員	林 幹根（監査支援部長、経理部長、総務部長、名古屋事務所兼東京事務所長）

なお、当法人は2024年7月1日から新体制へ移行し、理事社員の構成は下記のとおりとなっております。

■理事社員のプロフィール（2024年7月1日時点）

統括代表社員 林 幹根（品質管理本部長、名古屋事務所長）			
2006年 12月	あらた監査法人入所	2016年 6月	当監査法人社員就任
2010年 3月	公認会計士第3次試験合格	2022年 9月	当監査法人代表社員就任
2010年 7月	公認会計士登録	2024年 7月	当監査法人統括代表社員就任
2014年 7月	当監査法人入所		
代表社員 肥田 晴司（審査部長、東京事務所長）			
2004年 11月	中央青山監査法人入所	2017年 7月	米国デトロイト事務所赴任
2006年 9月	あらた監査法人入所 （現 PwC Japan 有限責任監査法人）	2022年 8月	当監査法人入所
2008年 6月	公認会計士登録	2023年 2月	当監査法人社員就任
		2024年 7月	当監査法人代表社員就任
代表社員 森本 琢磨（監査支援部長、大阪事務所長）			
2003年 10月	あずさ監査法人入所	2015年 9月	当監査法人社員就任
2008年 2月	当監査法人入所	2024年 7月	当監査法人代表社員就任
2008年 8月	公認会計士登録		



VI - 2. ガバナンス体制

(1) 経営執行機関

組織的な運営を確保すべく各理事社員が、主要な事務所の事務所長を兼任し、この全体を統括代表社員が統括しております。

重要な業務運営については、監査法人として適正な判断が確保されるために、理事会で意思決定を行っております。

また、情報の伝達に関しては、理事会等の考え方を監査の現場まで浸透させるとともに監査現場からの情報収集のために、事務所長は各監査現場や各事務所における定例会議等を通じて常に情報の共有化を図っております。

(2) 監督・評価機関

経営機関による経営機能の実効性を監督・評価する機能を確保するために、「経営監視委員会」を設置しております。この監督・評価機関は、内部委員の他に独立性を有する第三者の委員で構成されています。

(3) ガバナンスの評価

ガバナンス・コードの適用状況や監査品質向上への取組みの実効性を定期的に評価するため、毎年9月に統括代表社員による評価を行い、監督・評価機関からの評価・助言と合わせて、継続的にガバナンス体制の強化を推進しております。

2024年6月時点の当法人としてのドライラン版評価として、ガバナンス・コードにおける各原則・指針に対応した組織体制等が整備・運用されているか否かについて、「監査法人のガバナンス・コードへの対応状況 (P.23)」に取り纏めております。なお、対応済みの項目につきましても監督・評価機関からの助言と合わせて継続的に組織体制の向上に努める方針であります。

VI - 3. 組織風土

かがやき監査法人では、特定の事務所で監査業務が完結することなく、事務所相互に業務執行社員、審査担当者又は監査スタッフを受け入れることを推奨し、監査上の問題点等を開放的に議論する組織文化及び風土を醸成しております。

VI - 4. 経営監視委員会

かがやき監査法人では、当法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて経営の実効性の発揮を支援する機能を確保するために、経営監視委員会を設置しております。

経営監視委員会は内部委員と外部委員とから構成され、経営機関からの独立性を一定程度確保するとともに、独立性ある第三者の知見を活用する仕組みとなっております。外部委員は、かがやき監査法人の被監査クライアントに対して独立性を有した有識者の中から、かがやき監査法人における監査従事者ではなく、かつ、その就任前においてもかがやき監査法人において監査従事者であったことがない有識者を選任しております。

経営監視委員会は、以下の点等について監査品質の向上等の観点から関与します。

- ・組織的な運営の実効性に関する評価
- ・経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程
- ・人材育成・人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定
- ・内部外部からの通報に関する方針・手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価
- ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換

また、経営監視委員会の機能が実効的に果たされるべく、経営機関は速やかな情報共有や連携を図り、法人は委員会の業務遂行にあたっての必要な補佐を行う環境を整備しております。

■外部委員のご紹介

友杉 芳正 氏

現職 名古屋経済大学大学院会計学研究科 客員教授

■近年の略歴

早稲田大学大学院商学学院特任教授、客員教授

東海学園大学経営学部長、副学長、特命参与

公認会計士・監査審査会会長

三重大学名誉教授、名古屋大学名誉教授、東海学園大学名誉教授

*会計学者・元金融庁公認会計士・監査審査会会長としての知見と、教授としての指導力等を勘案し、外部委員として就任いただいております。



VII. 人的基盤

VII - 1. かがやき監査法人の人的基盤

かがやき監査法人では、中堅監査法人として持続的な監査品質の向上を図るうえで、経験豊富な人材の採用と育成を行い、被監査会社の規模や特性に応じた人的資源の確保が重要であると考えております。中小監査法人におけるクライアント数が増加傾向にある中、かがやき監査法人における新規受嘱数も増加傾向にあります。かがやき監査法人では監査業務に対して人的資源が十分であるかを、年間スケジュール表の作成等を通じて各監査業務ごとに計画時間数に足る人的リソースが確保されていることを確認するとともに、継続的な採用活動や人材の育成を通じて、パートナーと監査スタッフの人員構成に配慮を行いながら、監査業務に要する時間数の増加や複雑性に対応できる人的基盤の強化を継続的に行っております。

VII -2. 人材育成

(1) 人材の採用

専門要員の採用方針としては、当法人の業務の遂行に必要な適性及び能力を有するものとして、原則として大手監査法人での監査経験を十分に積んだ公認会計士であり、かつ当法人の品質管理規程を遵守し、監査業務を積極的に行う意欲のある者を採用するよう配慮しております。また、新規の監査契約の受嘱が見込まれる場合には、必要に応じてあらかじめ人材の採用を行うことで人的資源の確保に努めております。加えて、複雑化するシステム監査への対応を行うための人的資源の確保についても進めております。

(2) 人材育成の方針

かがやき監査法人では、大手監査法人で十分な監査経験を積んだ公認会計士を中心に構成されていること及び兼業により多様な業務経験のある公認会計士を有することから、監査現場におけるチーム内での活発な双方向のコミュニケーションを通じて、実務に即した経験値の共有や向上を図るとともに、最新の基準改正等の動向については研修受講を中心とした育成を行う方針であります。

(3) 研修・CPD 受講

当法人は、専門要員に必要とされる適性や能力を維持・向上させるために、全ての専門要員が継続的な研修を受けることの重要性を強調・徹底しております。研修においては、ディスカッションを重視しており、また、社内研修に関するアンケート調査をもとに継続的に研修内容の充実に努めております。

非常勤を含めた全ての専門要員は、日本公認会計士協会会則第 122 条第 3 項で定める必要な単位数を履修しなければならないこと、かつ、年間 40 単位を履修しなければならないことを定めております。また、その内訳として、職業倫理に属する大分類にて 2 単位以上、税務に関する研修項目にて 2 単位以上、監査の品質及び不正リスク対応に関する研修項目については監査業務の品質管理を重視し、日本公認会計士協会の定める基準の 1.5 倍である 9 単位以上（うち 2 単位以上は、不正事例研究に該当する研修）の履修を義務付けております。なお、必要な単位数の取得に加えて、インサイダー取引規制、独立性、コンプライアンス、情報セキュリティ、会計基準の改訂等について年間の研修計画に基づき受講すべき研修を指定しております。

加えて、適時に会計及び監査の基準等の改正に関する理解を深めるため、非常勤を含めた全専門要員が参加可能なミニ研修を毎月開催しております。

(4) OJT (On The Job Training)

研修への取組みと合わせて、監査現場での実務に基づき、監査チーム内のより経験を積んだ専門要員による指導・助言を通じて専門要員の能力及び適性の維持・向上に努めております。

(5) 人事評価

専門要員の評価に当たっては、実施した監査業務の品質や職業倫理（独立性を含む）の遵守状況を特に考慮し、理事会が非常勤を含めた専門要員の評価を行い、昇進を決定しております。

(6) 会計監査に関連する幅広い知見や経験を得る機会

監査業務上有用な知識や見識を身につける機会を確保するため、当法人は非常勤の専門要員に兼業を認めております。税務業務、財務デューデリジェンス、企業価値評価、株式上場支援コンサルティング、不正調査及び社外役員などの兼業を通じた機会は、多様な経験を有する専門要員の育成に寄与するとともに、複雑化する企業の経済活動の理解を行い、深度ある会計監査を行ううえでも貴重な経験であるものと考えております。



VIII. IT 基盤

VII - 1 . IT への取組

かがやき監査法人では、企業における IT 化の進展に対応するとともに、監査品質の向上の観点から、より積極的に監査業務における IT 化を促進していく必要があると考えています。

従来より IT 検討プロジェクトチームを中心として検討を進めておりました電子監査調書システムにつきまして、CaseWare International Inc. 社が提供する Caseware Working Papers 及び Caseware Cloud を採用することを決定し、2023 年 4 月 1 日より運用を開始しております。当法人では IT 化への取組みを、効率的な監査の実施と監査リスクの低減に大きな革新をもたらすものと位置づけ、引続き最新の IT 関連サービスを分析し、当法人の規模において最適な IT システムの導入を積極的に進める方針であります。

VII - 2 . 情報セキュリティ

監査法人が被監査会社から電子データを入手する機会が増大している環境下であり、監査の過程で入手する情報管理の重要性の高まりに対応するため、情報セキュリティ対策を継続的に見直す方針としております。

かがやき監査法人では、パソコン、周辺機器及び電子媒体の取扱いについて、当監査法人の情報セキュリティ管理規程の遵守を定めております。

監査業務及び法人の経営管理に関して作成された電子データの管理については、当法人の情報セキュリティ管理規程に基づき、クラウドストレージで管理及び保存することに加え、パソコン端末に電子データを残さないためのソリューションを導入することで、情報漏洩対策を行っております。併せて、コンピュータウイルスの感染やコンピュータへの不正侵入等に対するサイバーセキュリティへの対応も、情報セキュリティ管理規程に基づき実施されております。また、クラウド型の電子監査調書システムを導入し、監査調書や電子データをパソコン端末に保存しない運用を開始しております。

情報セキュリティ管理規程の遵守状況については、日常的監視及びチェックリストの入手等によってモニタリングを実施しております。

IX. 財務基盤

IX - 1. 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤

特定の被監査会社からの報酬が当監査法人の総収入の15%を超えていないかを確認することで独立性を阻害するような状況がないかを決算時に確認しております。また、各事務所の社員が所属する事務所の収益に依存し、独立性を阻害するような状況となることを防止するため、他の事務所の業務にも関与するように業務を分担しております。

IX - 2. 財務状況に関する開示

かがやき監査法人では、非監査業務についてはコア業務と位置付けていないため、監査業務における業務収入が安定的に成長することで、監査業務の提供がサステナブルになるものと考えております。

当監査法人の財務概況

	2023年6月期	2024年6月期
1 項業務収入	595 百万円	712 百万円
2 項業務収入	23 百万円	10 百万円
売上高合計	618 百万円	723 百万円
最も依存度が高い顧客に対する報酬依存度 (%)	8.5%	4.0%



X . 国際対応基盤

X - 1. グローバルネットワークへの加盟に関する方針

当法人における国際業務については、現時点での監査クライアントにおけるグローバル化の状況に合わせ、国際担当チームを設置するとともに、外国語に通じた人材を一定程度確保することで対応しております。

また、国際財務報告基準（IFRS）に関しても、既にIFRSに関するアドバイザリーサービスやIFRSに基づく監査を法人として経験しており、IFRS監査のためのツールを開発するとともに、IFRSに精通した人材を一定程度確保しています。

一方、当監査法人の規模や多くの監査クライアントの海外展開状況を踏まえ、現時点では国際ネットワークへの加入は行っておりません。

国際ネットワークへ加入すると一般的には、①国際ネットワーク共通の品質基準の導入、②その遵守状況を確認するためのネットワーク間での定期的な品質管理レビューの実施、③監査システム・ツールの共同開発による監査品質の向上、④リファード業務の相互連携、⑤海外子会社を有する企業への高品質な監査提供、が可能となると言われています。

しかし、国際ネットワークより強制される監査マニュアルやツールが日本の中堅規模法人における事業リスクやシステム環境等に照らして最適であるとは限らず、同時に、その対価として多額のロイヤルティの支払いなどが生じ、結果として人材育成への投資の減少や、クライアントの皆様に対応の監査報酬負担をお願いせざるを得ない状況が発生するの事実です。

これらの過度な制約やロイヤルティの負担を軽減するため、上記①②③は導入せず、主に④⑤に主眼を置いたネットワークも存在しますが、そのようなネットワークでは、海外提携ファームの品質が担保されているか不明確なため、⑤の海外子会社監査への高品質な監査提供には必ずしもつながらないと考えます。

そして、日本の監査基準及び指針は、既に国際監査基準との整合が図られ、海外子会社の監査人と共通の基準に基づき必要なコミュニケーション等を実施することにより、グローバルな投資家が求める水準での監査を行うことが可能であり、国際ネットワークへの加入が、高い監査品質確保の必須要件ではありません。

従って、現時点では当法人の規模やクライアントの海外での事業展開の状況を鑑み、国際ネットワークへ加入することによるマイナスの側面の影響が大きいと判断し、むしろ中堅監査法人数社で共同作成した監査ツール及び中小監査法人数社で導入されている電子監査調書システム（Caseware Working Papers）を十分に活用し、当監査法人における監査クライアントのリスクにより適合した品質管理ツールを運用することにより、適切な監査報酬水準で高い監査品質が確保できると信じております。

X - 2. 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況

クライアントの海外子会社監査については、国際ネットワーク加盟の現地会計事務所という制約にとらわれることなく、各国の海外現地法人にとって最適と考えられる現地会計事務所に業務を依頼することで、最適なグループ監査が可能になると考えます。この考えの下、当法人とはネットワーク関係のない現地会計事務所に業務を依頼することを前提に、適切な監査品質が確保できるように品質管理ツールを用意して、他の監査人と密なコミュニケーションを実施しております。

今後は、クライアントのグローバル化の進展に対応すべく、より多くの国で紹介可能な海外の会計事務所をより増やすことができるような施策についても検討していきます。

X - 3. 国際人材の育成

IFRS を適用している又は重要な海外子会社等を有する被監査会社に対しては、一定の要件を満たし国際会計人材ネットワークとして登録されているメンバーが業務執行社員として関与しております。当該メンバーにおける監査現場での監督指導をとおして、グローバル監査に対応できる人材を育成しております。また、当該業務に関与するメンバーには、日本公認会計士協会が提供する IFRS 研修の受講を義務付けております。



事務所概要

名称	かがやき監査法人		
設立	2003年4月28日		
役員	理事・統括代表社員 林 幹根 理事・代表社員 森本 琢磨 代表社員 上田 勝久 パートナー 氏原 亜由美 パートナー 中丁 卓也 パートナー 深井 大督 アソシエイトパートナー 小笠原 育生	理事・代表社員 肥田 晴司 代表社員 稲垣 靖 代表社員 奥村 隆志 パートナー 牛丸 智詞 パートナー 林 克則 アソシエイトパートナー 佐々木 祐輔 アソシエイトパートナー 小島 拓也	
職員	職員 79名（うち公認会計士 72名、日本公認会計士協会準会員 2名）		
顧客数	顧客数 78社（被監査会社数 66社） 金商法・会社法監査 13社 金商法監査 2社 会社法監査 11社 信用金庫監査 1金庫 信用組合監査 2組合 学校法人監査 10法人 社会福祉法人監査 4法人 医療法人監査 2法人 公益法人 1法人 国立大学法人 1法人 その他の任意監査 19社（新規上場のための監査6社含む） コンサルティング等 12法人		

（2024年6月30日現在）

※但し、役員については新体制への移行に伴い2024年7月1日現在に記載しております。

所在地

< 本部・名古屋事務所 >

〒450-6306
名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
JPタワー名古屋 6階
TEL：052-588-2560 FAX：052-526-9797

< 東京事務所 >

〒100-0013
東京都千代田区霞ヶ関三丁目6番14号
三久ビル5階
TEL：03-3519-8177 FAX：03-3519-8178

< 大津事務所 >

〒520-2144
滋賀県大津市大萱一丁目17番5号
本郷第2ビル5階
TEL：077-543-2472 FAX：077-543-2512

< 大阪事務所 >

〒540-0028
大阪府大阪市中央区常盤町一丁目2番12号
ユニオン谷町ビル8階
TEL：06-4301-5267 FAX：06-4301-5268

監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

	原則 指針	対応状況	説明	
監査法人が果たすべき役割	原則 1	監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		
	指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	対応済み	P2 P3 Ⅰ 統括代表社員からのメッセージ Ⅱ-1 経営理念・行動指針
	1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	対応済み	P3 Ⅱ-1 経営理念・行動指針
	1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	対応済み	P3 P9 Ⅱ-1 経営理念・行動指針 Ⅴ-4 (2) 監査に関する規程、監査手法 Ⅶ-2 人材育成
	1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	対応済み	P15 Ⅵ-3 組織風土
	1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	対応済み	P8 P11 P16 Ⅴ-3 (4) 独立性を確保する体制 Ⅴ-5 監査契約の締結・更新と非監査業務の提供 Ⅶ-2 人材育成
	1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	該当無し	
組織体制	原則 2	監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。		
	指針 2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	対応済み	P13 Ⅵ-1 組織形態と組織体制、経営執行機関
	2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。		
		監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	対応済み	P7 P14 Ⅴ-2 (3) 審査会の役割 Ⅵ-2 ガバナンス体制
	監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備		P10 Ⅴ-4 (3) 被監査会社等とのコミュニケーション	



監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

		原則 指針	対応状況	説明		
組織体制		法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	対応済み	P16	VII-2 人材育成	
		監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	対応済み	P18	VIII-1 IT への取組	
	2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	対応済み	P13	VI-1 組織形態と組織体制、経営執行機関	
組織体制	原則	3	監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。			
		3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	対応済み	P15	VI-4 経営監視委員会
		3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	対応済み	P15	VI-4 経営監視委員会
		3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。	対応済み	P15	VI-4 経営監視委員会
			経営機能の実効性向上に資する助言・提言			
			組織的な運営の実効性に関する評価への関与			
			経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選任、評価及び報酬の決定過程への関与			
			法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与			
			内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与			
			被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与			
	3-4	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	対応済み	P15	VI-4 経営監視委員会	

監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

	原則	指針	対応状況	説明		
業務運営	原則	4	監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。			
		4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	対応済み	P14	VI-2 ガバナンス体制
		4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	対応済み	P16	VII-2 人材育成
		4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。			
			法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	対応済み	P9	V-4 (1) 監査チームの構成
			法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	対応済み	P16	VII-2 人材育成
			法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること		P16	VII-2 人材育成
			法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	対応済み	P16	VII-2 人材育成
		4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	対応済み	P10	V-4 (3) 被監査会社等とのコミュニケーション
		4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないように留意すべきである。	対応済み	P8	V-3 職業倫理の遵守と独立性確保
透明性の確保	原則	5	監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。			
		5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。			本報告書にて取組みを説明しています
		5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。			
			会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	対応済み	P2	I 統括代表社員からのメッセージ



監査法人のガバナンス・コードへの対応状況

		原則 指針	対応状況	説明	
透明性の確保		法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	対応済み	P3	II-1 経営理念・行動指針
		監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	対応済み	P4	III かがやき監査法人の監査品質の指標（AQI）
		監査法人における品質管理システムの状況	対応済み	P7	V-2 品質管理の体制
		経営機関等の構成や役割	対応済み	P13	VI-1 組織形態と組織体制、経営執行機関
		監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方	対応済み	P15	VI-4 経営監視委員会
		法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応	対応済み	P11	V-5 監査契約の締結・更新と非監査業務の提供
		監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）	対応済み	P18	VIII IT基盤
		規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針	対応済み	P16	VII-2 人材育成
		特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況	対応済み	P19	IX 財務基盤
		海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況	対応済み	P21	X-2 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況
		監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価	対応済み	P14	VI-2 ガバナンス体制
	5-3	グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。	該当無し		
		グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況			
		グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）			
		会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価			
		会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要			
	5-4	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	対応済み	P10 P15	V-4 (3) 被監査会社等とのコミュニケーション VI-4 経営監視委員会
	5-5	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	対応済み	P11	本表にて本原則の適用状況を評価しています V-6 品質管理システムのモニタリング
	5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。		P10 P15	V-4 (3) 被監査会社等とのコミュニケーション VI-4 経営監視委員会



Kagayaki Audit Corporation

■お問い合わせ

〒450-6306

名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋6階
かがやき監査法人

TEL : 052-588-2560 FAX : 052-526-9797

2024年10月発行